

療養棟内リハビリの様子を紹介します

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、
現在入所者様のリハビリは療養棟内にて実施しています。

リハビリ室とは違い、療養棟内には平行棒等の運動器具は置いてありませんが、手作りの段差や手すり、歩行器等を活用しています。



コロナ禍で外出する機会が少ない為、
リハビリを通して少しでも気分転換になれば
と思います。

今後も、入所者様のお身体に合ったリハビリ
メニューを専門スタッフが提供し、無理のない
範囲で実施させていただきます。

更新の時期です！『介護保険負担限度額認定証』

うららのような介護保険施設に入所された方で、
『住民税非課税世帯』かつ『一定額以下の預貯金等』
という条件を満たす方が対象となる『負担限度額認定制度』。

お住いの市町役場に申請し認定されると『負担限度額認定証』が発行され、入所利用料が安くなる制度です。

実はこの負担限度額認定証、毎年7月末が有効期限となっており、現在対象になっている方も、毎年更新手続きが必要となります。

すでに対象になっている方も、速やかにお手続きをしていただき、新しい負担限度額認定証が届き次第うららにお持ちください。

なお、ご不明な点は支援相談員まで。(☎27-0250)

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
保 フリガナ	
者 氏 名	
生年月日	
適用年月日	令和 3年 8月 1日 から
有効期限	令和 4年 7月 31日 まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 600円 その他のサービス 390円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 820円
	ユニット型個室的多床室 490円
	従来型個室(特養等) 420円
	従来型個室(老健・療養等)多床室 490円 多床室 370円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 1 2 0 7 8 秩父市龍木町8番15号 秩父市 0494-25-5205